総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［まちづくり等分野］

平成25年度

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

［指定：平成23年12月、認定：平成24年2月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.8＋4.0)／2＝4.4

B

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1-1	住民基本台帳人口：山古志地域・太田地区	B	B
1-2	住民基本台帳人口：小国地域	B	
1-3	住民基本台帳人口：栃尾地域	B	
1-4	住民基本台帳人口：川口地域	B	
2	市政への満足度（バス・電車など公共交通機関）「満足である」又は「どちらかといえば満足」	A	
3-1	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合：山古志地域・太田地区	定性評価	A
3-2	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合：小国地域	A	
3-4	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合：川口地域	A	

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗	番号	評価指標	進捗度
A（5点）			
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A（5点）	3-1	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合：山古志地域・太田地区	B
B（4点）			
C（3点）			
D（2点）			
E（1点）			

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×2＋4×1＋3×0＋2×0＋1×0)／3＝4.7　①…　4.7

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性） 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））

・「住民基本台帳人口」については、持続可能な中山間地域を目指す本特区において、住民基本台帳人口を評価指標とすることは妥当であるが、人口の推移は基本的な人口構造や地域経済の状況等によるところが大きいため、本特区の事業であるNPO法人による生活サービス提供がどの程度人口に影響を与えるかは、必ずしも明確ではない。
・「市政への満足度（バス・電車など公共交通機関）」については、平成25年度はまだNPO法人による交通サービスが実施されていない地域では、市政満足度の向上は本特区事業の成果とはいえず、市政満足度の数値を以って進捗度を評価するのは妥当とはいえない。他方、数値の根拠となるアンケート調査の基本情報が不明であり、何人に配布して回収率はいくらだったかなど、評価に最低限必要な情報は記載が必要である。
・「自立経営型NPO法人が行う生活交通事業による運行サービス」については、山古志地域において、平成26年4月からのNPO法人による運行開始の準備が整っており、おおむね計画通り取組みが進捗していると認められる。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する ②・・・ 0.1

ｉ）の評価 ①＋② 4.8

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25 四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	住民基本台帳人口	B
2	市政への満足度（バス・電車など公共交通機関） 「満足である」又は「どちらかといえば満足」	B
3	各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、 民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う 生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合	B

（専門家所見（主なもの））

・既にNPO法人が交通サービスを実施している地域、26年度に向けて準備している地域、交通サービス以外にも配食サービスを行っている地域等があり、取組の方向性は概ね適正と認められる。
・NPO法人による交通サービスが実施されていない地域では、NPO事業は交流会や研修等が主な者であるが、さらに具体的な生活サービスを検討すべきではないか。
・「生活交通事業により運行サービスを受けられる市民の割合」については、地域のニーズに基づき生活交通事業を実施していくこととしており、取組みの方向性は適正である。しかし、有料化に伴う利用者減少について、どう対応するのかの視点は弱い。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値 （5×0＋4×3＋3×0＋2×0＋1×0）／3＝4.0 4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　(3.9+4.0)/2=4.0

B

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業]

●過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業（国交B006）

（概要）

・過疎地有償運送を行うNPO法人がマイクロバスのレンタカー事業を行う場合、マイクロバス以外の車両を使用した2年以上のレンタル事業の実績を有していなくても、レンタカー事業開業当初から他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスのレンタルを行うことが可能となった。

（規制所管府省（国土交通省）による評価）

・事業未実施のため、評価を行うのは困難である。

（専門家所見（主なもの））

過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業が認められ、平成26年度に2地域のNPO法人が申請する予定となっており、規制の特例措置等の活用は十分に行われていると認められる。

4.0

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

・金融支援については、バス購入に関し、2件の実績がある。本特区事業においてバス購入は基本的な部分であるので、財政・税制・金融支援の活用がなされていると認められる。

3.8

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　(4.0+3.8)/2=3.9　3.9

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

各地域において、地域住民やNPOだけではなく、他地域からの来訪者やボランティア受け入れなどによる交流人口の増加が見られており、評価できる。

4.0

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(4.4+4.0)/2+0.25＝4.5

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・NPO法人による生活交通事業が計画通り進捗していることは評価できる。
・他方、規制緩和によるレンタカー事業の実施はこれからであり、同事業がNPO法人の自立経営を可能にするか、さらにNPO法人が持続可能な中山間地域づくりにどこまで寄与するかの評価については、今後の進展を待つ必要がある。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（4.2）に上記所見を加味（+0.25）し、総合評価結果をA（4.5）とする。

A

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。